

お知らせ

新型コロナウイルス感染症
の影響で、収入が著しく減少
した方は、県営住宅家賃が
減額できる場合があります。

(対象となる方の例)

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、お勤めや自営の会社等が経営環境の悪化により事業活動が縮小し休業等を行った結果、収入が減少された方。(解雇、退職、倒産、休業、営業停止、売上の減少など)
- ② 新型コロナウイルス感染拡大防止策による、小学校等の臨時休校等に伴う家族の方の休暇取得により、収入が減少された方。

※収入が減少したことを証明する書類(退職証明書、給与明細書等)の他、所定の書類を添えて申請する必要があります。

※減少額によっては、家賃が減額にならない場合もあります。

【 問合せ先 】

詳しい手続きや制度については下記までお問合せください。

熊本県営住宅管理センター (電話 096-213-2711)

熊本県土木部建築住宅局住宅課 (電話 096-333-2550)